

里親等委託率の最近7年間の増加幅の大きい自治体

- 最近7年間で、福岡市が6.9%から27.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→23比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成23年度末
1	福岡市	21.0%増加	6.9%	27.9%
2	大分県	16.4%増加	7.4%	23.8%
3	福岡県	11.7%増加	4.0%	15.7%
4	山梨県	11.7%増加	17.8%	29.4%
5	静岡県	11.6%増加	10.6%	22.2% (静岡市・浜松市分を含む)
6	香川県	10.2%増加	6.5%	16.8%
7	佐賀県	9.6%増加	1.2%	10.8%
8	栃木県	9.6%増加	7.9%	17.5%
9	滋賀県	9.6%増加	20.3%	29.9%
10	島根県	9.2%増加	12.8%	22.1%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：26.3%増（8.0%→34.3%）、岩手県15.8%増（10.4%→26.2%）、仙台市：12.8%増（11.6%→24.4%））が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育てと生活支援

- ◎ 保育所の優先入所の法定化
- ◎ ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・ サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◎ 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・ 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ◎ 準備講習付き職業訓練の実施等

養育費の確保

- ◎ 養育費相談支援センターの創設
- ◎ 養育費支払い努力義務の法定化
- ◎ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎ 民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- ◎ 児童扶養手当の支給
- ・ 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。

高等技能訓練促進費等事業の見直しの概要

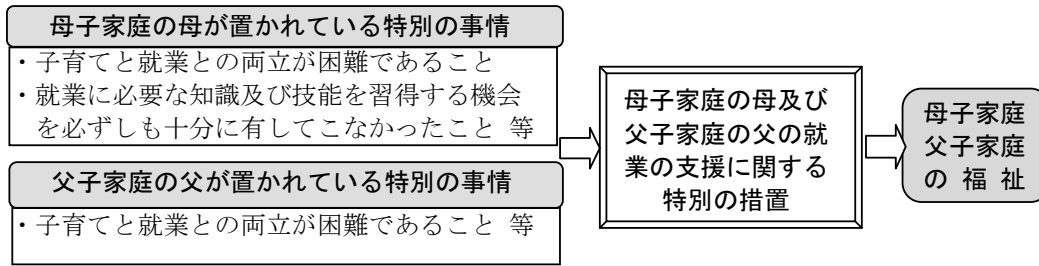
- 母子家庭の母が資格取得のために修学する場合に生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等事業については、修学する期間の後半2分の1（上限18月）を支給する制度であるが、平成21年度及び平成23年度の補正予算で安心こども基金への積み増しを行い、修学全期間（上限3年）に対する支給を行っている。
- 現在の仕組みは、補正予算（安心こども基金）を活用した暫定的な措置であった。
- このため、平成25年度予算案では、事業を見直し、当初予算のみによる事業として位置づけることとする。
- 見直しに当たっては、一般施策との均衡などを考慮し、平成25年4月から修学を開始する方については、支給期間の上限を3年から2年(※)とする。(※3年課程の場合は、3年目を母子福祉資金貸付金により支援を行う。)

	現 行（24年度入学者）	見直し後（25年度入学者）
支給期間	修学全期間(上限3年)	修学全期間(上限2年) ※3年課程の場合は、3年目を母子福祉資金貸付金により支援を行う
支給額	高等技能訓練促進費 月額10万円 (住民税課税世帯は月額7万500円) 入学支援修了一時金 5万円 (住民税課税世帯は2万5000円)	同 左
支給対象	母子家庭の母	母子家庭の母、父子家庭の父
財政構造	修学期間の後半2分の1:当初予算 修学期間の前半2分の1:安心こども基金	修学期間(上限2年): 当初予算

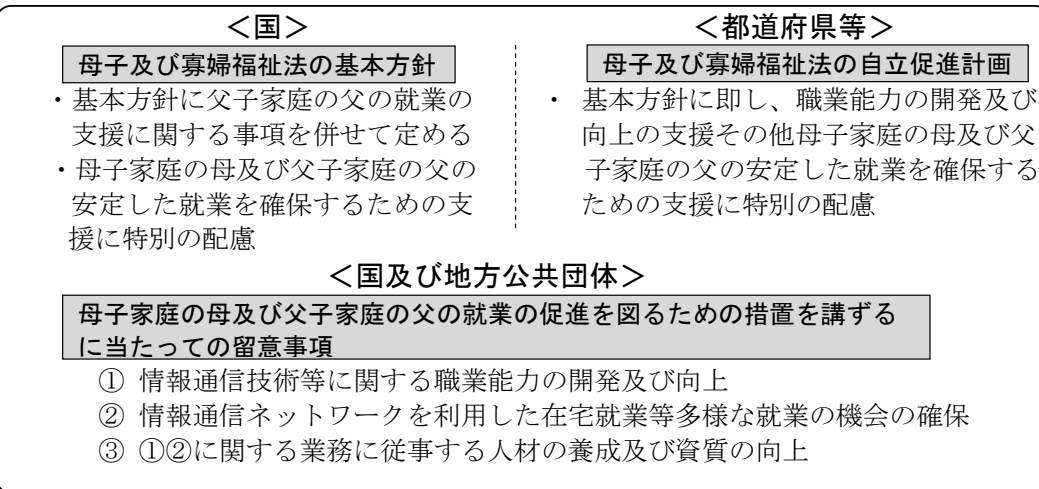
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

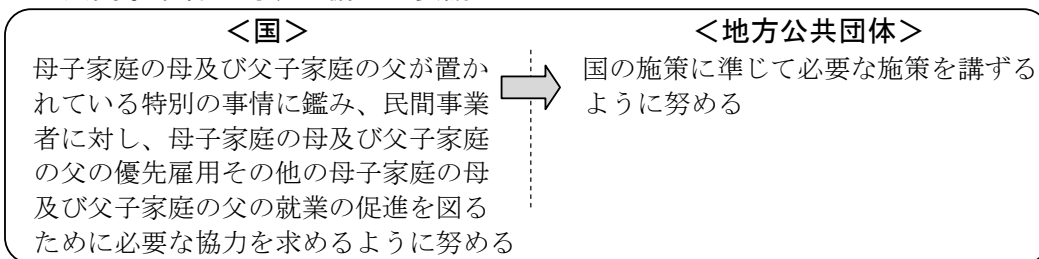
1. 目的



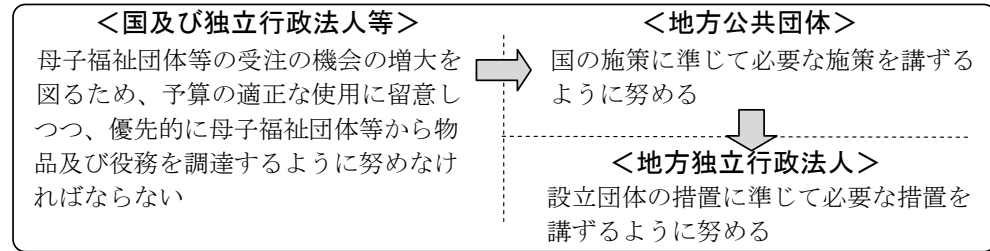
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施する予定。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。	—

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正について

1. 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。)は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条に基き定められ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 主な改正の内容

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号。)が昨年9月に成立、本年3月1日から施行されることに伴い、基本方針について所要の改正を行う。

(具体的内容)

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、同特別措置法が成立した旨等を加える。
- ・ 基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間に平成26年度までの7年間に改める。

○第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの(2)父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加える。
- ・ 母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加える。

○その他所要の改正を行う。

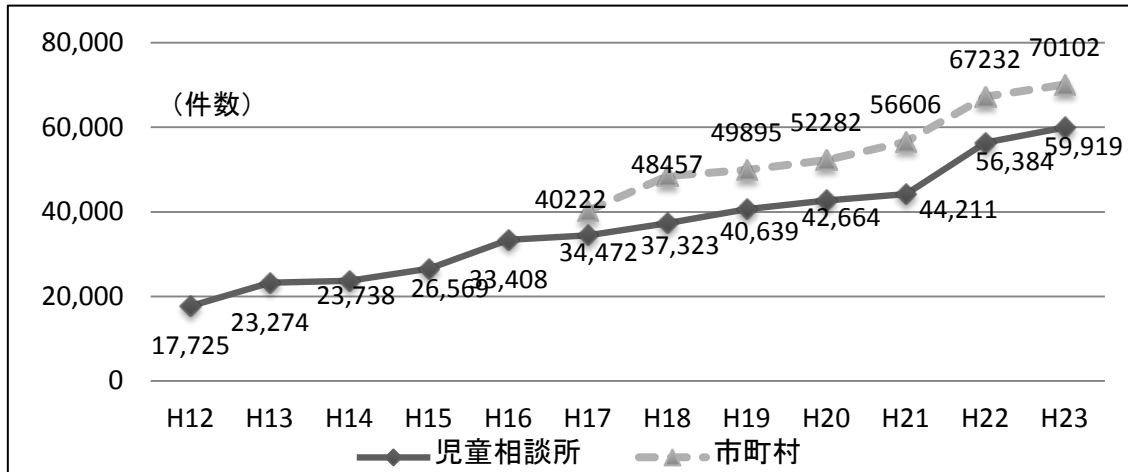
3. 適用日 平成25年3月1日(予定)

児童虐待の現状と対策

【 現 状 】

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成23年度の虐待対応件数は59,919件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の5.2倍



○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成22年度 82例98人)

	第1次報告 (H15.7.1~ H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1~ H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1~ H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1~ H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1~ H20.3.31)			第6次報告 (H20.4.1~ H21.3.31)			第7次報告 (H21.4.1~ H22.3.31)			第8次報告 (H22.4.1~ H23.3.31)		
	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98

【 必要な施策の推進 】

○ 第8次報告を踏まえた対応について

- ・ 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援
- ・ 児童虐待防止等のための医療機関との連携強化

○ 児童相談所・市町村の虐待防止対策について

ア 児童相談所の体制強化等について

- ・ 児童福祉司の積極的な配置、専門性の確保と向上
- ・ 措置解除後の児童の安全確保の徹底
- ・ 親権に係る制度の活用
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業や安心こども基金を活用した児童の安全確認、法的・医療的な体制強化

イ 市町村における虐待防止対策について

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進
- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・ 市町村対応窓口や要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の確保

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応機関の体制の充実

- 児童相談所と市町村における体制整備
- 児童相談所と市町村における専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化
- 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働
- 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

国への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進
- 近い将来に親になりうる10代～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応窓口の体制整備の充実

- 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制整備と専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情にあわせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の促進
- 要保護児童対策地域協議会の活用の促進
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働
- 地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進

安心こども基金における児童虐待防止対策緊急強化学業の整理について

内 容

平成24年度補正予算案の編成に当たって、これまで安心こども基金で実施してきた児童虐待防止対策緊急強化学業について、当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業と各年度の補正予算により、基金事業として時限的に実施していく性格の事業の整理を行い、各地方自治体で今後とも継続的に実施されるべき事業について、平成25年度予算案に所要の経費を計上。

① 児童の安全確認等のための体制強化 → 当初予算化

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置

② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発 → 当初予算化

児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施

③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上 → 当初予算化

児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施

④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 → 基金事業として存続

備品の整備、児童の指導記録作成・管理のためのシステム環境の構築

⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組 → 基金事業として存続

児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

妊婦健康診査の公費助成に関する財源の見直しについて

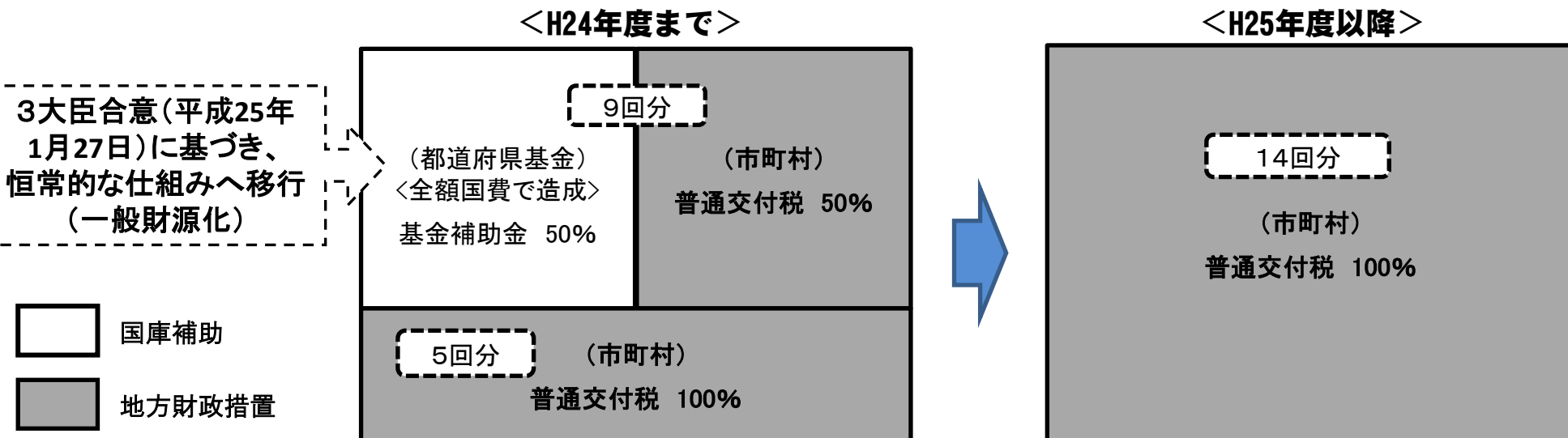
妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援してきたところ。

※平成20年度2次補正:790億円 平成22年度1次補正:111億円 平成23年度4次補正:181億円(基金総額:1,082億円)



妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により基金事業の延長を重ねてきたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行

<参考>



平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる 地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下「年少扶養控除の廃止等」という。)によって平成25年度において新たに生じる地方増収分並びに平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

- (1) 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。
- (2) 平成25年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成24年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。
- (3) (1)及び(2)の措置を前提として、平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分(269億円)を、(4)・(5)に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。

(4) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること(522億円)。

- ① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成25年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。
- ② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。

(5) 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること(364億円)。

平成25年1月27日

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」（概要）

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（平成25年1月）

第1 支援の推進に関する基本的考え方

- 小児慢性特定疾患治療研究事業については、昭和49年度の制度創設以降、数次に亘る見直しにより支援施策の充実を図り、慢性疾患を抱える子どもの健全育成に貢献してきた。
- 慢性疾患を抱える子どもの健全育成を一層推進するためには、以下の取組が必要。
 - 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築
 - 小児慢性特定疾患対策の研究の推進と医療の質の向上
 - 慢性疾患を抱える子どもの特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、家族に対する地域支援の充実

第2 支援の在り方の課題と方向性

I. 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築

①医療費助成の意義・在り方

- ▶ 慢性疾患を抱える子どもの健全な育成を図るため、治療研究に加え、福祉的な目的を併せ持つ、より一層安定的かつ公平な仕組みに

②医療費助成の対象者の考え方

- ▶ 状況の変化に応じて、評価・見直しを公開の場で実施

③医療費助成の申請・認定の在り方

- ▶ 公平・公正な認定審査体制の構築
- ▶ 申請手続きの負担軽減（身近な窓口）

④給付水準の在り方

- ▶ 他の医療費助成制度との均衡に留意しつつ、負担能力に応じた適正な利用者負担

II. 研究の推進と医療の質の向上

①指定医療機関の在り方

- ▶ 医療アクセスの良さと、医療の質の確保という両面から検討

②医療体制の強化

- ▶ 小児中核病院や地域小児医療センターなどが情報発信・研修を実施
- ▶ 地域の各医療機関や保健所等の関係機関の連携体制を構築

③研究の推進

- ▶ 登録管理データの精度の向上
- ▶ 難病患者データ等他の関連データとの連携を可能とする仕組みを構築
- ▶ 健全育成に役立つ研究の充実を図り、患者・国民に成果を還元

III. 慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・家族への地域支援の充実

①普及啓発の推進

- ▶ 様々な関係者がそれぞれ必要な情報を容易に入手できるような体制を整備
- ▶ 幅広い関連情報の入口となるポータルサイトを構築

②地域における総合的な支援の推進

- ▶ 子どもの特有の事情に配慮し、成長の過程に対応した支援施策（療育、学校生活、自立、家族を支える支援）を充実
- ▶ 支援機関のネットワーク体制を構築し、地域支援を円滑に実施

③小児慢性特定疾患児手帳の充実

- ▶ 健康管理、緊急時の対応に有効であるため、必要な情報を関係者が共有でき、活用できるよう内容を充実

④切れ目の無い支援の在り方の検討

- ▶ 成人後に必要な支援が受けられるよう、切れ目のない支援の在り方を検討（難病に係る諸施策への成人移行についての検討を含む。）

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまで
(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間<パパ・ママ育休プラス>)の育児休業の権利を保障
- 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障

※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

- 小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を義務づけ

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として介護休暇付与を義務づけ

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

- 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。
平成24年7月1日より、全ての事業場において、全面施行。

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

(平成17年4月から10年間の時限立法)

行動計画の策定

- ・101人以上企業
→義務
- ・100人以下企業
→努力義務

※ 平成23年4月から義務の対象を拡大(従前は301人以上企業)

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知
(※ 平成21年4月から義務付け)
- ・目標達成に向けて計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
目標1
計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
男性:年に〇人以上取得
女性:取得率〇%以上
対策
平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

- 目標2
ノ一残業デーを月に1日設定する。
対策
平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

- 目標〇 …
対策 …

〇届出状況(平成24年12月末時点)

101人以上企業の**97.2%**
301人以上企業の**97.1%**
101～300人以下企業 **97.2%**

規模計届出企業数 **70,302社**
〇認定状況(平成24年12月末時点)
認定企業 **1,405社**



次世代認定マーク「くるみん」

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

認定企業に対する税制優遇制度

- ・一定の期間(※)に取得・新築・増改築した建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。
- ※ 認定を受ける対象となった行動計画の開始日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間
- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けた事業主が対象。

※波線部は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)による改正。